

評価書（個票）

事務・事業名	製菓衛生師試験事務	担当課 (担当課長)	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 企画情報課 (課長 赤澤 公省)
根拠法令等	製菓衛生師法第4条第2項	類型	試験（資格付与）
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 製菓衛生師法第4条第1項において、製菓衛生師試験は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について、都道府県知事が行うこととされている。</p> <p>同条第2項の規定により、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であって、製菓衛生師試験の実施に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>○事務・事業の内容 厚生労働大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について行う製菓衛生師試験を実施する。</p>		
事務・事業の目的	一定の基準を満たす法人を指定し、試験事務の全部又は一部を行わせることができるようにすることで、適正な試験の実施を確保しつつ都道府県における試験事務の負担軽減を図る。		
関連する政策目標	—		
関連する業績指標	—		
指標の目標値等	—		
法人の指定等の状況	これまで指定した実績なし。		
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	—		
事務・事業の実績	これまで指定した実績なし。		

国からの補助金等	—
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、事務・事業の定期的検証を行っているところである。これまでに行った見直しは、以下のとおり。</p> <p>●製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）及び製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）の改正【事務実施の厳格化】 平成21年4月に政令及び省令を改正し、指定基準に係る詳細な事項を定め、法人の指定基準の明確化を実施した。</p>
事務・事業の必要性等・有効性	<p>製菓衛生師法上、製菓衛生師試験は、都道府県知事が行うこととされている。一方、全国均一の水準により資格の付与を確保する必要があるが、現在、9,235人（平成26年度）の製菓衛生師試験受験者がおり、一定の試験事務が発生するところ、都道府県の人員不足等により、試験事務を適切に行うことができない状況が生じるおそれがある。よって、試験事務を適切に行うことができる法人をあらかじめ指定し、都道府県が当該指定機関に委任することができるようにし、適正な試験の実施を確保する必要がある。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性	<p>製菓衛生師法では、製菓衛生師試験の試験委員の要件等を定めるとともに、あらかじめ試験事務規定を確認することとしているが、指定を受ける法人は、これらの基準を満たすかどうかを客観的かつ厳格に確認した上で指定を受けることとされており、適切な法人選定が行われると考える。</p> <p>また、厚生労働大臣は試験事務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定試験機関に対して報告を求めることができることとしており、事務の適正な実施が担保されている。</p> <p>※これまで指定の実績はないが、複数の都道府県や関係団体から指定試験機関の指定についての要望がある。指定を希望する法人から事前相談があった際は、適正に試験事務を実施可能な団体であるかどうかを踏まえつつ、指定に向けた検討を進める。</p>
評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）	<p>上記の評価や都道府県や関係団体の要望も踏まえながら、製菓衛生師試験事務は定期的に検証を行いながら継続する。</p>
備考	